

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

| | | | | | |
|---|--------------------------|---|----------|---------------------------|-----|
| 4. 教育訓練の受講の実績及び目標達成の状況 | | | | | 8期生 |
| (1) 資格取得状況 | | | | | |
| ① 前年度の修了者数 | 30 | 人 | | | |
| ② ①に係る教育訓練の入講者数 | 31 | 人 | | | |
| ③ ②のうち目標資格の受験者数 | 30 | 人 | 受験率(③/②) | 96.8% | % |
| ④ ③のうち合格者数 | 30 | 人 | 合格率(④/③) | 100.0% | % |
| ⑤ ①(修了者数)のうち就職者数 ※1 | | 人 | | | |
| ⑥ ①(修了者数)のうち在職者数 ※2 | 30 | 人 | | | |
| <p>※1 前年度の修了者のうち、受講開始時に職に就いていなかった者で修了後に就職した者。 この場合、就職したとは、臨時的な仕事に就職した者は含めない。</p> <p>※2 受講開始時に既に職に就いていた者で、卒業後も引き続きその職にある者及び受講開始時に既に職に就いている者で、修了後に別の職に転職した者。</p> | | | | | |
| (2) 受講修了者による講座の評価等 | | | | | |
| ① 回答者総数 | 30 | 人 | | | |
| ② 受講開始時の就業状況等 | 1 正社員 | 29 | | | |
| | 2 非正社員、派遣社員 | 0 | 人 | | |
| | 3 その他の就業(自営業等) | 1 | 人 | | |
| | 4 非就業 | 0 | 人 | ②B: 非就業者計 | 30 |
| ③ 就業中の受講者による講座の評価 | 1 処遇の向上(昇進、昇格、資格手当等)に役立つ | 1 | 人 | | |
| | 2 配置転換等により希望の業務に従事できる | 1 | 人 | | |
| | 3 社内外の評価が高まる | 6 | 人 | | |
| | 4 円滑な転職に役立つ | 3 | 人 | | |
| | 5 趣味・教養に役立つ | 12 | 人 | | |
| | 6 その他の効果 | 5 | 人 | | |
| | 7 特に効果はない | 2 | 人 | | |
| ④ 就業していない受講者による講座の評価 | 1 早期に就職できる | | 人 | ④の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) | — |
| | 2 希望の職種・業界で就職できる | | 人 | | |
| | 3 より良い条件(賃金等)で就職できる | | 人 | | |
| | 4 趣味・教養に役立つ | | 人 | | |
| | 5 その他の効果 | | 人 | | |
| | 6 特に効果はない | | 人 | | |
| ⑤ 受講者の就業状況 | 1 受講中又は受講修了後3か月以内に就職した | | 人 | ⑤の回答数合計 ※②Bと同数(又はそれ以下) | — |
| | 2 受講修了後3～6か月以内に就職した | | 人 | | |
| | 3 受講修了後6～12か月以内に就職した | | 人 | | |
| | 4 就職していない | | 人 | | |
| ⑥ 講座の全体評価 | 1 大変満足 | 17 | 人 | ⑥の回答数合計 ※①と同数(又はそれ以下) | 30 |
| | 2 おおむね満足 | 9 | 人 | | |
| | 3 どちらとも言えない | 3 | 人 | | |
| | 4 やや不満 | 0 | 人 | | |
| | 5 大いに不満 | 1 | 人 | | |
| 5. 教育訓練の受講による効果の把握及び測定の方法並びにそのレベルを受講者に対して明らかにするための具体的な方法 | | | | | |
| 1に掲げた教育訓練目標に対する技能・知識のレベル到達度の把握・測定方法 | | カリキュラムに応じたレポート提出を義務付け、習得度を確認している。定期的に、担当講師が弱点補強指導を行っている | | | |
| (通信制講座の場合)スクーリングの実施場所、時期、期間・回数 | | スクーリング実施場所: 大阪公立大学 I-siteなんば 時期: 10月、3月、9月(計3回) | | | |

専 門 実 践 教 育 訓 練 明 示 書

| | | | |
|---|---|--|-------------------------|
| 6. 受講効果の把握方法 | | | |
| (1) 受講認定基準 (6ヶ月ごとの出席率・定期試験、進級試験等の具体的基準) | 講座ごとの試験(レポート課題等)の成績及びeラーニング講義の視聴状況、スクーリングへの出席状況を総合的に判断する | | |
| (2) 受講認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法 | カリキュラムに応じたレポート提出を義務付け、習得度を確認している。定期的に、担当講師が弱点補強指導を行っている | | |
| (3) 修了認定基準 (出席率・修了認定試験等の具体的な基準) | 規定カリキュラムのすべての課程を履修し、講座ごとの試験(レポート課題等)に合格すること | | |
| (4) 修了認定基準に係る、教育目標に対する技能・知識のレベル到達度把握・測定方法 | カリキュラムに応じたレポート提出を義務付け、習得度を確認している。定期的に、担当講師が弱点補強指導を行っている | | |
| 7. 受講中又は修了後における受講者に対する指導及び助言並びに支援の方法 | | | |
| (1) 受講中の者に対する習得度・理解度に関する具体的な助言・指導の方法 | 受講者からの質問を随時受け付け、希望に応じて個別相談に対応している(メール、対面、webを活用して対応)。 | | |
| (2) 受講中又は修了時における資格取得・就職への具体的なバックアップ体制 (例: 資格取得関連情報や資格関連職種の人事情報の提供方法、早期就職に向けた具体的な相談体制の整備状況) | <ul style="list-style-type: none"> ・学生課キャリアサポート室が就職支援業務を総括し、各キャンパスで担当部門スタッフが教員と連携・協力し、随時相談を受け付けている。 ・日本作業療法士協会との連携により、修了時に発行する履修証明書をキャリアパス形成につなげている <small>(※日本理学療法士協会の生涯学習ポイント認定は、生涯学習制度の大幅な改定に伴い、8期生(2021年9月修了)を以て最後となりました)</small> | | |
| 8. その他の事項 | | | |
| 指定教育訓練実施者名及び代表者名 | 公立大学法人大阪 (代表者名: 理事長 西澤 良記) | | |
| 住所及び連絡先 | 〒545-0051 大阪府大阪市阿倍野区旭町一丁目2番7-601号 TEL 06-6645-3431 | | |
| 施設名称及び施設長名 | 大阪公立大学大学院 (施設長: 学長 辰巳砂 昌弘) | | |
| 住所及び連絡先 | 〒599-8531 大阪府堺市中央区学園町1番1号 TEL 072-252-1161 | | |
| 苦情受付者 | 氏名 小池 利栄子 所属 羽曳野キャンパス事務所 | 事務担当者 | 氏名 鎌田 麗子 所属 羽曳野キャンパス事務所 |
| 連絡先 | TEL 072-950-2111(代表) | 連絡先 | TEL 072-950-2973 |
| 専門実践教育訓練経費 | 1. 専門実践教育訓練給付金の対象となる経費 (① + ②) | | 160,000 円 |
| 支払い方法 ① 一括払 ② 分割払 ③ 両方可能 | ① 入学料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) | | 0 円 |
| | ② 受講料(税込額) (※割引・還元措置を実施した場合にはその差引き後の税込額とすること。) | 内訳 第1期 80,000 円 第2期 80,000 円 第3期 円 第4期 円 第5期 円 第6期 円 (うち、必須教材費 円) | 160,000 円 |
| | 2. 専門実践教育訓練給付金の対象外となる経費 (① + ② + ③ + ④) | | 0 円 |
| | ① 任意の教材費(税込額) | | 円 |
| | ② 実習等に伴う交通費・宿泊費(税込額) | | 円 |
| | ③ 施設維持費(税込額) | | 円 |
| | ④ その他(法人への寄付金、PCの損害保険料、情報誌代)(税込額) | | 円 |
| | 3. 総額 (1+2) (税込額) | | 160,000 円 |

教育訓練給付制度の適正な利用に必要な事項について

教育訓練給付制度を適正に利用していただくために、以下の点について十分にご理解いただくようお願いいたします。

(1) 専門実践教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練経費とは、受講者が自らの名において直接専門実践教育訓練実施者に対して支払った教育訓練の受講に必要な入学料及び受講料に限られます。

(2) 受講料には、受講費のほか、受講に伴い必須となる教材費用等も含まれますが、検定試験受験料、補助教材費、補講費、交通費、パソコン等の器材費等は含まれません。また、クレジット会社に対する手数料、支給申請時点での未納の額（クレジット会社を介してクレジット契約が成立している場合を除きます。）も教育訓練経費に含まれるものではありません。

(3) 現金等（有価証券等を含みます。）や物品の還元的な給付その他の利益を受けた場合や、各種割引の適用を受けた場合には、その還元的な給付額や割引額等を差し引いた額が教育訓練給付金の対象となる教育訓練経費となります。

このため、このような還元的な給付等を受けた場合には、入学料及び受講料の額から当該還元額を控除した額で教育訓練給付金の支給を申請することが必要になります。

なお、当該教育訓練経費に係る領収書又はクレジット契約証明書の発行後、受講料の値引き等により教育訓練経費の一部の還付が行われた場合には、教育訓練給付金の支給申請に際しては、教育訓練実施者が受講者に発行する、還元額等が記載された「返還金明細書」の提出が必要となります。

(4) 専門実践教育訓練給付金は、当該教育訓練を実際に本人が受講し、修了した場合支給されるものです。このため本人以外の者が受講し、修了等した場合には、専門実践教育訓練給付金は支給されません。

また、当該教育訓練の定期的な試験又は修了試験に際して、あらかじめ解答が添付されている場合等にあつては、当該教育訓練を修了する見込みがあるもの又は修了したものとは認められていませんので、専門実践教育訓練給付金の支給を受けることはできません。